

株式会社大嶋商会行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年1月1日～令和11年12月31日までの5年間

2. 取組内容

【次世代法】働き方の見直しに資する労働条件の整備

目標1：所定外労働削減の措置

＜対策＞

- 令和7年 1月～ 所定外労働時間の把握をする
- 令和7年 2月～ 所定外労働時間の内容について検討する
- 令和7年 3月～ 社員会議において、所定外労働時間の削減について社員に計る
- 令和7年 4月～ 所定外労働を削減するため、ノー残業デー(目標：月1回)を実施

【次世代法・女性活躍推進法】

目標2：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し（モデル計画L）、男性社員の育児休業の取得割合を10%以上、取得期間を7日以上にする。

＜対策＞

- 令和7年 1月～ 男性社員の育児休業取得に関する制度や取得事例について周知する。
- 令和7年 2月～ 管理職を対象として、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。配偶者が出産予定の男性社員を対象として上司から育児休業取得を勧めるとともに、部署全体の業務配分についての見直しを実施する。
- 令和7年 3月～ 男性の育児休業制度の実施